

18 長崎港松が枝国際観光船ふ頭の整備促進について

【国土交通省】

【提案・要望】

日本におけるクルーズ船受入の拠点として、クルーズ船を安全に受入れることができる環境づくりを整え、地方創生の拠点として地域の活性化を促進するため、松が枝岸壁2バース目の整備を着実に進めること

【本県の現状・課題等】

長崎港は、立体的で美しいまちなかに直接クルーズ船が接岸できるなど、まち全体で上質なおもてなしが可能な港であり、1958年のカロニア号初入港以来、60年にわたり2200隻を超えるクルーズ船が寄港しており、世界のクルーズ船社からも高い評価を得ている。

一方、長崎港に停泊中のクルーズ船の乗組員から、新型コロナウイルス感染症の陽性者が多数確認されたことを受け、県では、その検証を行い、国や関係者と連携し、国内クルーズ船を安全・安心して受入れるための取組みを進め、県民の皆さまが安心してクルーズ船を迎えられるよう他県に先立ち港湾管理条例の改正を行うとともに、情報の共有や事案が発生した場合に迅速に対応するための組織を立ち上げ、入港の可否判断などを定めた運用方針や緊急時対応計画を策定したところである。引き続き、国際クルーズ船においてもしっかりと連携を図り、安心してクルーズ観光ができるよう取組んでまいりたいと考えている。

松が枝岸壁2バース化は、クルーズ需要を国内に取り込むだけでなく、ふ頭背後のまちづくりや新たな産業の創出のきっかけとなることから、地方創生の拠点として必要不可欠であり、着実に整備を進めていかなければならない事業である。

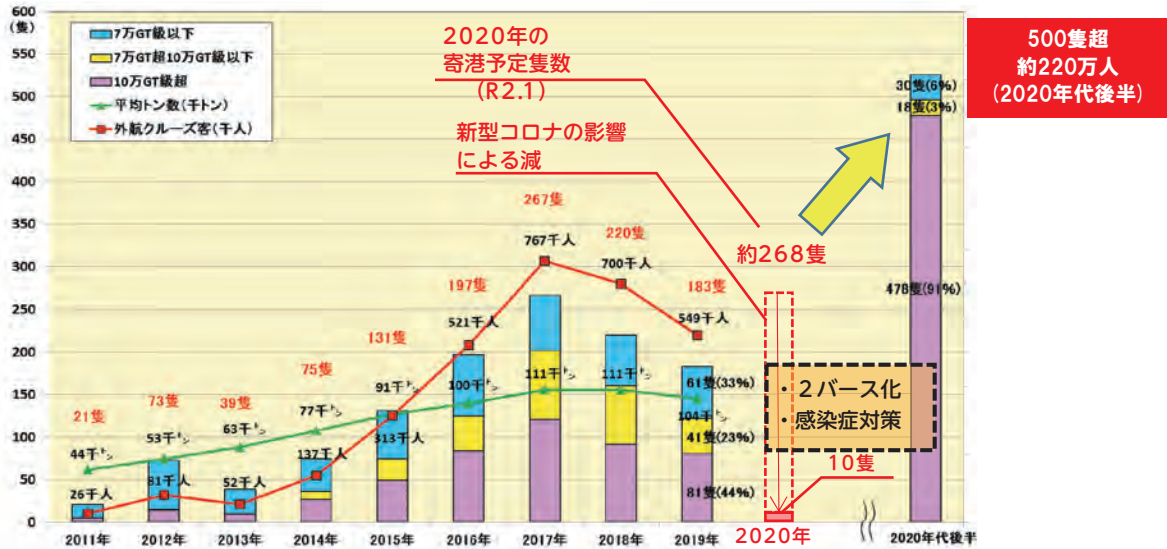
（本県の取組）

長崎港は、全国で初めて10万総トン級クルーズ船の専用岸壁や国内最大級となる入国審査20ブースを持つ旅客ターミナルの整備、また急増するクルーズ需要を取り込むための既存岸壁の活用促進など、日本におけるクルーズ船の拠点港として受入機能の強化に取り組んできた。

現在、令和2年度新規事業として採択いただき、国や関係者と連携し、国際クルーズ船を安全に受入れることができる環境づくりを進めるとともに、円滑な事業環境を整えるため関係者との調整、ふ頭背後のまちづくりなどの取組みを進めている。



【長崎港のクルーズ船入港推移】



【新たな産業の創出】

クルーズ船メンテナンス事業
(クルーズ関連産業の形成)



長崎発着クルーズの促進
(地域の基幹産業の活性化)



県産品の納入促進



【松が枝国際観光船ふ頭の2バース化】



【提案・要望実現の効果】

高いポテンシャルを有する長崎港は、これまでクルーズ船受入れのリーディングポートとして日本のクルーズ需要を支えてきたが、さらに機能を拡充することで、国が目指す「訪日クルーズ客500万人」の取り組みに大いに貢献できるものと確信している。

また、松が枝岸壁2バース化は、クルーズ船の受入拠点強化されるとともに、造船産業との連携により新たな産業である”北東アジア地域におけるクルーズ船修繕事業拠点”を構築できる可能性があり、さらに、背後まちづくりと一体となって整備することで更なる地域の活性化や都市機能の強化など、地方創生の拠点として地域の振興に大きく寄与するもの期待されている。

19 地方創生の拠点となる港湾の整備促進について

【国土交通省】

【提案・要望】

離島・半島を多く有する本県においては、人流・物流の拠点となる港湾の整備促進が、地方創生の拠点として地域の活性化や産業振興につながることから、港湾予算の総枠を確保し整備を促進すること

- 1 訪日外国人の増加につながる巖原港の旅客ターミナル再編事業及び比田勝港の国際旅客ふ頭改修事業を促進すること
- 2 国内航路利用者の利便性向上につながる巖原港及び郷ノ浦港旅客ターミナル整備事業を促進すること
- 3 新たな雇用を創出する多比良港の貨物ふ頭再編事業を促進すること

【本県の現状・課題等】

本土の最西端に位置し、離島・半島を多く有する本県においては、人口減少と県民所得の低迷が大きな課題となっており、活力ある地域を創出するためには、地域の基幹産業と連携し、雇用と経済を支える港湾の整備促進が非常に重要である。

<巖原港・比田勝港・郷ノ浦港>

巖原港と比田勝港では、韓国との間に離島で唯一の国際定期航路を有し、年間最大で約41万人の韓国人観光客が対馬を訪れている。現在、巖原港では混在している国内・国際ターミナルの再編、比田勝港では国際旅客ターミナルの拡張を進めており、両港が一体的整備を行うことにより、完成後には訪日観光客の増加に対応することができ、国が目指している新たな観光ビジョンにも寄与するものと考えている。また、巖原港及び郷ノ浦港においては、高速船用の浮桟橋を整備し旅客の利便性向上を図りたい。

<多比良港>

多比良港は、岸壁ふ頭を利用して港湾貨物を取り扱う工業関連の企業誘致を促進している。

しかし、砂利・砂を取り扱う1バースのみの施設しかなく、また老朽化著しく施設水深も不足している。このため、非効率な荷役形態を余儀なくされていることから、老朽化対策と施設機能の拡充を行う港湾の整備により地域活性化が図られるものと考えている。

【提案・要望実現の効果】

港湾の整備を促進することにより、人流や物流機能の強化が図られ、地域の観光や産業の振興を図ることが可能となり、「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」「安全安心で快適な地域を創る」の実現はもとより、国が進められている「国民の安全・安心の確保」及び「豊かで活力ある地方の形成と多核連携型の国づくり」に多いに貢献することができる。

いづはらこう ひたかつこう
【厳原港・比田勝港】 ～しまの玄関口 交流拠点の再編～

厳原港：令和4年度完成
 比田勝港：国際ターミナルビルの拡張、浮棧橋の整備



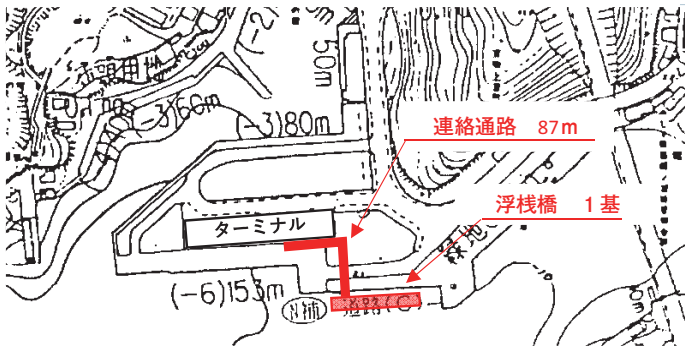
年間最大訪日客 **41万人**
 (平成30年)



韓国からの観光客による混雑状況

韓国航路船2隻同時接岸

ごうのうらこう
【郷ノ浦港】 ～利便性の向上～



干満により2階からの乗下船となる。
 (博多港は1階からの乗下船)

たいらこう
【多比良港】 ～港湾機能の拡充 企業誘致による雇用創出～

企業立地による地域経済の活性化を図るため、貨物岸壁再編の早期完成を推進



貨物ふ頭2バース
 泊地(-4.5m)41,000㎡
 岸壁(-4.5m)(A)80m
 岸壁(-4.5m)(B)80m
 道路6m×110m
 道路(改良)6m×460m

20 本明川ダム及び石木ダム建設事業の促進について

【国土交通省】

【提案・要望】

- 1 本明川の治水と既得用水の補給など流水の正常な機能の維持のため、国直轄による本明川の河川改修と併せて本明川ダム建設事業の促進を図ること
- 2 川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足解消のため、石木ダム建設事業に必要な予算の確保を図ること

【本県の現状・課題等】

近年、気候変動に伴う水災害が頻発化・激甚化しており、本県においても昨年、大雨特別警報が発令され浸水被害が発生している。

県民の生命と財産を守り、安全・安心な生活を確保するために、本明川ダム建設事業及び石木ダム建設事業の促進に必要な予算の確保を望むものである。

<本明川ダム建設事業>

本明川流域は、昭和32年の諫早大水害を始め、過去に何度も大雨による浸水被害に見舞われており、河川沿いには住家が密集し、川幅を拡幅することが困難なため、河道掘削・築堤などの河川改修と併せてダムによる総合的な洪水対策が必要である。

このため、洪水対策や適正な河川流量確保の両面に大きな効果を持つ本明川ダムの建設が必要であり、平成6年度に事業着手し、現在、用地補償や付替道路工事などが行われ、県としても、平成30、31年度に用地特別会計予算を確保し、事業用地の先行取得を行い、本体着工に向けて強く協力しているところであり、国においても着実な事業進捗のために今後も継続的な予算確保をお願いしたい。

<石木ダム建設事業>

川棚川の流域は多くの家屋が密集し、戦後幾度も浸水被害が発生しており、安全確保のためには、河道改修とダム建設を組み合わせた総合的な治水対策が必要である。また、佐世保市は、安定して取水できる水源が不足しており、度々渇水の危機に瀕している。こうしたことから、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消のためには、石木ダムは必要不可欠である。

昭和50年度の着手以降、説明を重ね、既に約8割の地権者からは事業に協力いただいている。付替県道工事とともに、令和2年度には本体工事の一部にも着手し、令和7年度の事業完成に向けて、工事の進捗に努めている。

また、水源地域対策特別措置法に基づく「水源地域の指定」が平成31年3月になされたことから、引き続き「水源地域整備計画」の早期策定に向け取組んでいく。

なお、事業をめぐるっては、工事続行差止訴訟（県・佐世保市）が係争中であるが、今後とも、県として適切に対応してまいりたい。

本明川ダム建設事業

●本明川ダム完成イメージ



●本明川流域の主な洪水被害

昭和32年7月（諫早大水害）
 死者494名、床上浸水2,734戸、床下浸水675戸
 昭和37年7月 床上浸水2,262戸、床下浸水8,058戸
 昭和57年7月（長崎大水害）
 床上浸水612戸、床下浸水881戸
 平成11年7月 床上浸水397戸、床下浸水227戸
 平成23年8月 床上浸水5戸、床下浸水24戸

●現場の進捗状況（R3.3月撮影）



付替県道 富川溪線（橋梁工事中）

石木ダム建設事業

●石木ダム完成イメージ



●川棚町の主な洪水被害

昭和23年9月 床上浸水 800戸、床下浸水 1,200戸
 昭和31年8月 床上浸水 251戸、床下浸水 550戸
 昭和42年7月 床上浸水 15戸、床下浸水 113戸
 平成2年7月 床上浸水 97戸、床下浸水 287戸

●佐世保市の主な渇水（S50以降）

○断水を含む給水制限 【2回】
 昭和53年、
 平成6～7年：日本一厳しい制限給水（最大43時間断水）
 ○減圧給水制限 【2回】
 平成17年、平成19～20年：160日間
 ○給水制限実施直前の降雨で回避 【5回】
 ○対策本部設置など警戒態勢移行 【12回】

●現場の進捗状況（R3.3月撮影）



【提案・要望実現の効果】

（本明川ダム）

本明川ダムの完成により、諫早市街地における洪水被害の軽減及び下流の既得用水や河川の維持流量など流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保が可能となる。

（石木ダム）

石木ダムの完成により、川棚町の中心市街地を洪水から防御し沿川地域住民の生命や財産及び社会資本の保全を図ることが可能となるとともに、佐世保市に安定的な水道用水を供給することが可能となる。

21 雲仙砂防管理センター及び九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

【文部科学省、国土交通省】

【提案・要望】

- 1 令和3年4月に新設された雲仙砂防管理センターにおいて、水無川砂防設備の直轄管理を機動的に実施するための体制や機能の充実を図り、雲仙普賢岳山麓から発生する土石流及び山頂に存在する溶岩ドーム崩壊に対する「防災・減災」機能の強化を図ること
- 2 島原市に設置されている国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターと関係機関との連携した火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化を図ること

【本県の現状・課題等】

＜雲仙砂防管理センター（令和3年4月新設）の充実強化について＞

雲仙直轄砂防事業は令和2年度で完了し、令和3年度から直轄砂防管理に完全移行したところであるが、依然として山麓に1億7千万 m^3 の火砕流堆積物、山頂に約1億 m^3 の不安定な溶岩ドームが存在し、大規模土石流の発生や溶岩ドーム崩壊のリスクがある。

地域の安全・安心を確保するには、常に砂防設備の適切な機能が保持されることに加え、緊急時に国、県、市及び関係機関が密接に連携して即応した防災対応を図る必要があるため、国による砂防設備管理における流域監視情報の提供、技術支援、及び緊急事態対応も想定した監視、巡視を機動的に実施する体制の充実など、「防災・減災」機能を強化していくことが不可欠である。

＜九州大学地震火山観測研究センターについて＞

昭和37年以来、九州大学により雲仙火山に関する観測・研究が島原市内で継続的に行われており、特に平成2年からの雲仙・普賢岳の噴火活動では、火砕流や土石流などにより甚大な被害をもたらしたが、九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターからの観測結果等が県や市町などに的確に提供されたことにより、災害の軽減が図られるなど、重要な役割を果たしたところであり、御嶽山の噴火からも今後の体制強化は肝要である。

平成28年4月の熊本地震により、地域住民の不安定な溶岩ドーム崩壊の危険性に対する不安は増しており、地震等により崩壊の危険性が指摘されている中、刻一刻と変化する火山活動等を関係機関が連携して、監視・観測・研究していく体制が必要不可欠である。

（本県の取組）

雲仙直轄砂防事業で整備された、水無川、中尾川及び湯江川の砂防設備のうち、令和元年度に完了し、警戒区域の設定がない中尾川、湯江川の砂防設備は、本県で令和2年度より管理しているところである。

また、火山防災や溶岩ドーム崩壊による警戒避難体制等のソフト対策は、県、市及び地域が一体となり、雲仙岳火山防災協議会での検討を推進していく。

＜水無川砂防設備管理における「防災・減災」機能の維持＞



＜九州大学地震火山観測研究センターの充実強化＞



【提案・要望実現の効果】

(項目1)

水無川における砂防設備の直轄管理を機動的に実施するための機能や体制の充実強化を図ることで、大規模土石流や溶岩ドーム崩壊のリスクに対し、地域の人々が安全で安心な暮らしを営むことができる。

(項目2)

九州大学地震火山観測研究センターは、地質学、火山学等の中核研究機関として重要な役割を担っており、地域の安全、安心に貢献するとともに、日本初の「世界ジオパーク」に認定された「島原半島ジオパーク」の維持・発展に必要な機関である。

「島原半島ジオパーク」は、島原半島における観光の振興をはじめ、環境の保全・活用、文化の伝承、火山教育の普及活動により、地域経済の活性化に大いに貢献することができる。

22 佐世保港におけるすみ分けの早期実現等について

【外務省、防衛省】

【提案・要望】

- 1 「新返還6項目」を基調とした佐世保港のすみ分けの早期実現
 - (1) 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の早期の移転・返還
 - (2) 旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコ線）の返還
 - (3) 立神港区第1号～第5号岸壁の返還（未返還部分）
 - (4) 制限水域全面の返還（但し、緩和を含む）
- 2 崎辺地区の自衛隊による利活用の推進と「前畑崎辺道路」の整備促進
- 3 防衛施設工事等に係る地元企業への優先発注・受注機会の拡大

【本県の現状・課題等】

- 1 「新返還6項目」を基調とした佐世保港のすみ分けの早期実現

佐世保市には多くの米軍、自衛隊の施設が所在し、特に佐世保港においては、これら防衛施設と民間企業等の施設が混在しており、また、佐世保港区区内における水域の80%以上が立ち入り禁止をはじめとする各種の制限が設定されている。このことから、商港機能や港湾整備等、佐世保港の発展の大きな障害となっており、市民生活にも様々な影響を与えている。そのため、昭和46年から「返還6項目」として米軍提供施設の返還要望が行われ、平成10年に「新返還6項目」が決議された。

前畑弾薬庫の移転・返還は、平成23年1月17日の日米合同委員会で、移設先である針尾島弾薬集積所に代替施設が建設されること等を条件として返還合意がなされたが、未だ具体に至っていない。

そのような状況において、佐世保市では、弾薬庫の移転・返還をより強力に推し進めるため、市民の早期返還に向けた切実な思いや機運の高まりを具現化する形で、「前畑弾薬庫跡地利用構想」を平成30年3月に策定しており、その実現のためにも一日も早い返還が求められる。



2 崎辺地区の自衛隊による利活用の推進と「前畑崎辺道路」の整備促進

崎辺西地区については、陸上自衛隊水陸機動団崎辺分屯地が開設（平成31年3月）されたが、水陸両用車に係る具体的な運用計画が明らかにされていない。崎辺東地区については、岸壁整備を含む海上自衛隊施設の整備経費が予算計上されており、施設整備事業を推進し、それに伴い、周辺地域住民への生活環境に配慮し、円滑な部隊の運用及び工事の進捗、あわせて適時・適切な周辺住民への説明会の実施も必要である。

一方、崎辺地区へ通じる既存道路（市道）は狭隘で、かつ人口密集地であるが、既存の海上自衛隊施設や崎辺分屯地に加え、崎辺東地区の係留施設等の整備工事が開始されることで、更なる交通環境の悪化が懸念される。

今後、自衛隊による崎辺地区の利活用が進む中で、自衛隊がその機能を十分に発揮する上で、また、地域の交通環境を抜本的に改善し自衛隊の運用に対する地元の理解を深める上でも、平成29年度に事業採択された前畑崎辺道路（市道）の早期供用開始に向け、国による予算の重点配分が必要である。



3 防衛施設工事等に係る地元企業への優先発注・受注機会の拡大

平成31年度以降に係る防衛計画の大綱では、防衛力とその真価を発揮する要素として、地元経済への寄与に配慮するという「地域コミュニティとの連携」が打ち出されており、地元自治体にとっては、関連施設の整備や駐屯地等の運営における経済活性化への期待は大きい。

【提案・要望実現の効果】

（「新返還6項目」等、佐世保港のすみ分けの早期実現）

前畑弾薬庫の移転・返還等、佐世保港のすみ分けが実現することで、米海軍、海上自衛隊、民間企業及び公共施設のそれぞれが、より機能的に活動できるようになり、地域経済や市民活動等、佐世保市の発展に寄与する。

（前畑崎辺道路の整備促進）

崎辺地区における自衛隊施設の運用の円滑化と、地域住民の交通環境の改善を図る。

（地元企業への優先発注等）

自衛隊による崎辺地区の利活用の推進により、施設整備等の地元企業への優先発注や受注機会の拡大が見込まれる。

23 自衛隊による県内離島からの急患搬送体制の維持・確保について

【防衛省】

【提案・要望】

日本一の有人離島を有する本県においては、離島住民の医療体制の確保や救急患者の本土への搬送時間の短縮を図る必要があり、特に夜間等においては、海上自衛隊のヘリコプターによる急患搬送の維持・継続が必要なことから、以下の措置を講じること

- 1 海上自衛隊第22航空群による離島からの急患搬送体制維持のためUH60Jの代替機又は後継機を配備すること
- 2 上記代替機等が配備されるまでの間、自衛隊内部の統合運用による離島からの急患搬送の代替機能を確保すること

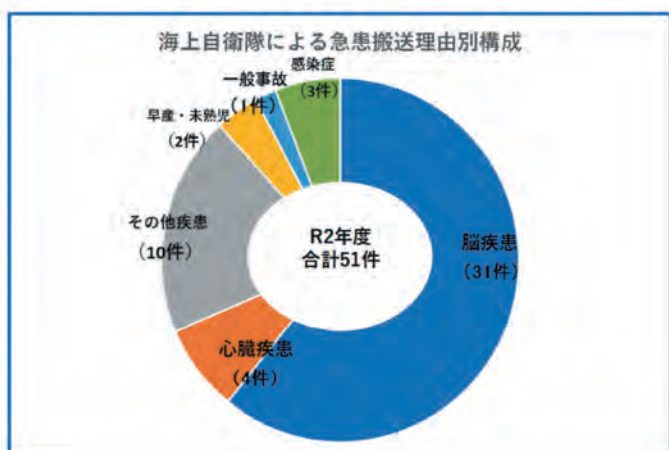
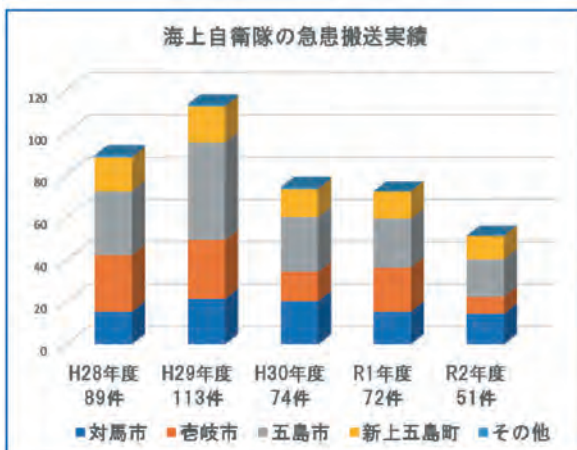
【本県の現状・課題等】

自衛隊による離島からの急患搬送は、自衛隊法第83条に基づく知事からの災害派遣要請により実施されるものであり、昭和33年1月に第1回目を実施され、昭和42年3月以降は、大村航空隊（現第22航空群）へのヘリコプター配備により増加し、令和2年度末には5,163回を数え、多くの県民の生命を救っていただいている。

しかしながら、海上自衛隊第22航空群において急患搬送に運用する救難機UH60Jは、老朽化及び部隊編成により令和3年度末までに全て除籍される予定であり、後継機の導入は中期防衛整備計画では見送られている。

第22航空群としては、SH60K・Jによる代替運用で対応する計画であるが、当該機は哨戒機であり、護衛艦に搭載して外洋での警戒任務に就くことから、急患搬送のための優先度は低く『急患搬送の要請に応じられない状況』が発生する可能性がある。

防衛省からは、自衛隊内部の統合運用により対応するとの回答をいただき、統合運用による運用協議を進めているところであるが、県民の生命にかかわる重要な問題であるため、飛行の所要時間、燃料、医療機器との適合などの問題から、救難機の新たな配備を第一義的に要望するものである。





【提案・要望実現の効果】

夜間等の離島から本土への救急患者搬送任務を担ってきた第22航空群への後継機・代替機の確保により、これまでの体制が維持されるとともに、第22航空群への後継機・代替機配備までの間の自衛隊内部の統合運用による、絶え間ない離島から本土への救急患者搬送の実施により、多くの離島住民の生命救助に繋がる。

24 陸上自衛隊水陸機動団 1 個連隊の配備について

【防衛省】

【提案・要望】

陸上自衛隊水陸機動団に新編される 1 個連隊については、長崎県内に配備していただきたいこと

【本県の現状・課題等】

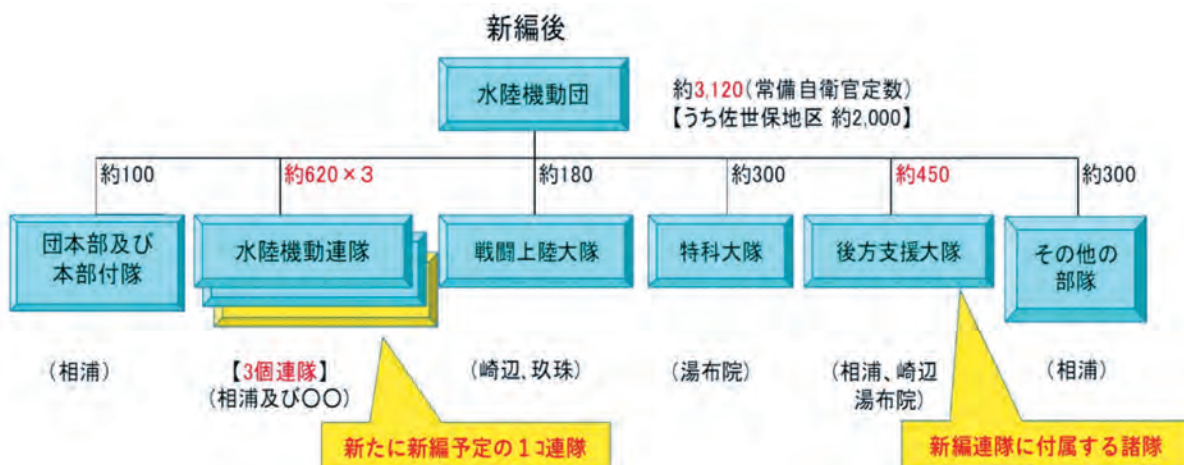
本県はわが国の西端に位置し、県土の約 4 割を離島地域が占めており、海岸線の延長は北海道に次いで全国第 2 位である。また、国境離島や外洋離島を有し、領海や排他的経済水域での資源の保全など、国家的・国民的に重要な役割を担っている。

また、県内には、陸・海・空の自衛隊基地が置かれており、佐世保市には米海軍佐世保基地が置かれているなど、安全保障の重要性を十分に認識し、国の防衛施設の整備・充実に対し積極的に協力してきたところである。

平成30年12月18日に閣議決定された「中期防衛力整備計画」において明記された、陸上自衛隊水陸機動団 1 個連隊の新編は、配備された自治体にとって、隊員増加や関連施設の整備等、自衛隊が所在することによる人口増加及び経済活性化への期待は大きく、県内自治体からも配備要望があっている。

水陸機動団は、平成30年3月に佐世保市の相浦駐屯地に 2 個連隊が新編配備され、平成31年3月には同市内に崎辺分屯地が開設し、県内の自衛隊員は増加したところであるが、一方、大村市の竹松駐屯地に所在する第 7 高射特科群は、平成31年度の部隊改編に伴い、群本部及び 2 個中隊が宮古島駐屯地へ移駐し、約 250 人が減員されており、基地内外の施設活用が課題となっている。

○水陸機動団 1 個連隊の新編後の配備想定



<本県の優位性>



- ①南西諸島有事の際の即応性（九州の西に位置）
- ②団本部及び2個連隊が県内にあり指揮・統率が容易
- ③既存の自衛隊施設が有効活用でき、艦艇と連携した活動や各種の訓練・演習が可能（効率的）
- ④佐賀空港（オスプレイ基地予定地）が近い
- ⑤離島も含め、海を使った訓練が可能

○地域住民の理解（市民の応援を受ける自衛隊パレード）



【提案・要望実現の効果】

本県の位置環境による南西諸島有事の際の即応性や、既に配備済みである団本部及び2個連隊との連携及び既存施設の有効活用により、効率的な部隊運用及び施設整備が見込まれる。

崎辺東地区では海上自衛隊の艦艇係留施設の整備が開始され、艦艇と連携した活動や年間を通じ海を使った各種の訓練・演習が可能。

水陸機動団1個連隊の追加配備は、地域社会の活性化とともに多大な経済波及効果をもたらし、本県の定住人口の増加、施設整備等の地元企業への優先発注や受注機会の拡大が見込まれる。

25 原子力災害対策について

【内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、原子力規制委員会】

【提案・要望】

原子力発電施設及び原子力艦の災害対策のため、国が責任を持って取り組むとともに、地方自治体へ支援を行うこと

1 原子力発電施設の災害対策

- (1) 原子力災害時に住民が円滑な避難を行うための、道路や港湾などのハード施設の整備を対象とした、原子力防災独自の新たな支援制度の創設を図ること
- (2) 原子力発電所の安全対策の充実を図ること
- (3) 農林水産物等の輸出に関し、諸外国での輸入規制の長期化や過剰な規制を解消するため、関係国へ規制緩和等の働きかけを強化すること

2 原子力艦の災害対策

- (1) 原子力艦の防災訓練に米軍も参加すること
- (2) 西海市にモニタリングポストを設置すること

【本県の現状・課題等】

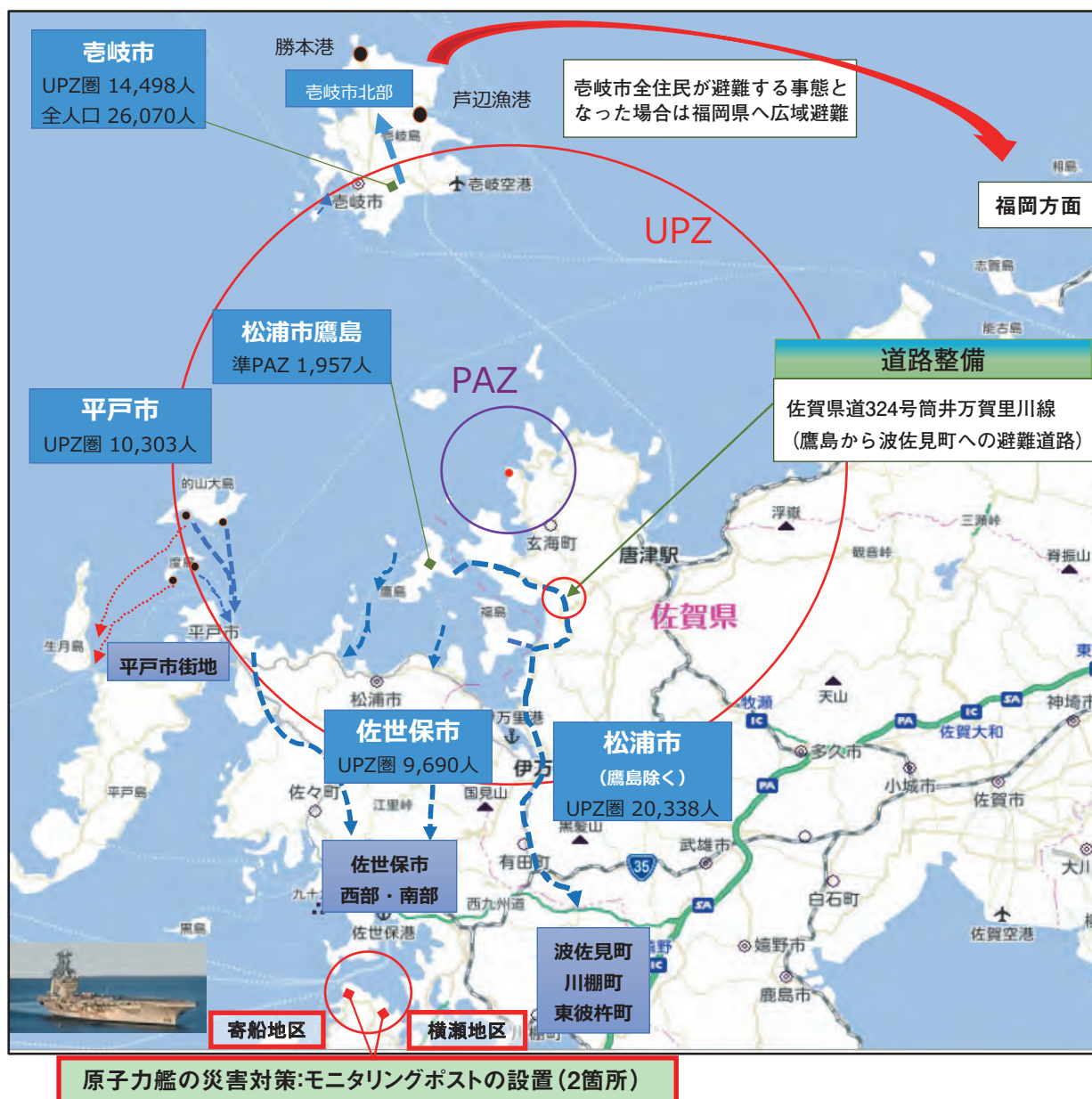
1 原子力発電施設の災害対策

玄海原子力発電所からUPZ（原発から30km）圏内の松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市について、原子力災害対策指針を踏まえた防災対策を講じている。

- (1) 原子力災害時に住民が避難を行う際には、大型バスや離島からの大型船舶を利用するが、現在指定されている避難道路には狭隘な箇所が多く、また、ほとんどの離島には大型船舶が接岸できる岸壁がないため、その整備が求められている。
インフラ整備には原子力災害のリスク評価がないため、新たな支援制度が必要となる。
- (2) 原子力発電所の安全対策には終わりがなく、また、地域住民は未だ原子力発電事業や避難対策に不安を感じているため、理解が得られる説明が必要となる。
- (3) 水産物輸出にあたっては、諸外国・地域の規制措置が強化され、中国政府からは「放射性物質検査合格証明書」及び「原産地証明書」の添付を求められている。
長崎魚市(株)から鮮魚を中国に輸出する際に、県・長崎魚市において毎回の放射能検査や証明書の発行手続きなどの負担が生じている。

2 原子力艦の災害対策

- (1) 原子力艦の寄港地である佐世保市では、毎年度、原子力艦防災訓練を実施しているが、原子力艦を所有する米軍は防災訓練に参加していない。
- (2) 原子力艦の寄港にあたって放射線量を計測するため、佐世保港内にモニタリングポストを7箇所設置しているが、佐世保港入口側にはモニタリングポストが設置されていない。



【提案・要望実現の効果】

1 原子力発電施設の災害対策

原子力発電所の安全対策のため、最新の科学的知見に基づく規制基準の見直し、避難対策の充実のため、陸路避難に向けた道路整備、海路避難における船舶の確保及び岸壁等施設整備、スクリーニング場所の確保、放射線防護施設への支援、避難困難者の避難手段の確保、避難先での生活環境確保等の課題がある。

UPZ圏内の関係4市からは、これら安全対策、防災対策を充実するためには国の支援が必要との要望が出され、これを受けて県及び4市から内閣府に対して申し入れを行っている (H30年11月20日)。

本県からの要望及び申し入れを実現することで、避難時間の短縮が図られ、地域住民の安全・安心につながる。

2 原子力艦の災害対策

佐世保市が実施している原子力艦防災訓練に原子力艦を所有する米軍が参加することで訓練が実効性あるものとなる。

原子力艦が寄港するにあたり、佐世保港入口の西海市寄船地区及び横瀬地区にモニタリングポストを設置することにより、緊急時に素早く対応することができる。

26 私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望】

- 1 私立小・中・高等学校及び私立幼稚園の健全な経営と保護者負担の軽減を促進するため、更なる財政支援を図ること
 - (1) 「私立高等学校等経常費助成費補助金」の拡充を図ること
 - (2) 経常費助成費補助金に係る地方交付税措置の拡充を図ること
- 2 保護者負担の公私間格差の是正及び教育の選択を世帯の経済的な理由により妨げられないよう授業料への支援の拡充を図ること
 - (1) 私立高等学校等就学支援金の年収590万円以上910万円未満の世帯に対する支援の充実
 - (2) 私立小中学校の授業料負担軽減制度の恒久化
- 3 地方の公立大学が地方創生で果たす役割の重要性に鑑み、地元産業界が求める人材育成や地元定着の促進などの取組に対する特別交付税の措置上限額を拡大するとともに、公立大学の運営費に係る普通交付税の拡充を図ること

【本県の現状・課題等】

<経常費助成費補助金・地方交付税措置の拡充>

- ・本県では、高校生約3割、幼稚園児約9割が私学に通学・通園しており、建学の精神に基づいた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きく寄与している。
- ・本県の私立学校は小・中規模が多く、財政基盤が脆弱であるとともに、少子化の進行が早く、健全な経営の下で教育環境を維持するためには、十分な経済的支援が必要。

（ 経常収支差額比率（R1）：全国 -0.2%、本県 -4.2%
※学校法人（大学設置法人除く）の経常収支差額／経常収入
0～14歳人口（R12/R2）：全国 87.6、本県 83.6 ※R2を100とした時の指数 ）

<保護者負担の公私間格差是正>

- ・本県では、生活保護世帯等や年収590～720万円の世帯について、高等学校等就学支援金に授業料軽減補助金を上乗せして助成しているが、各県の財政事情等により補助額等が異なることから、保護者負担軽減の観点上、全国一律の措置が望ましい。
- 本県の私立高等学校における、令和2年度の授業料平均額は398,025円であり、県内私立高校生の約26%を占める年収590万円以上の世帯については、依然として保護者負担が大きい。
- 本県の私立中学校における令和2年度の修学支援実証事業費補助金受給世帯の割合は5.2%で、より厳しい所得要件である高等学校等奨学給付金の割合15.3%と比べると低く、低所得世帯の教育の選択に制限があると考えられる。
- また、本県の「子どもの生活に関する実態調査」（H31.3）において、「保育料や学校費用の軽減」が「子どもを育てていく上で必要と思う支援」の中で、最も期待されている支援となっている。
- （本県における年収590万円～910万円世帯は約3,093人、26.0%）

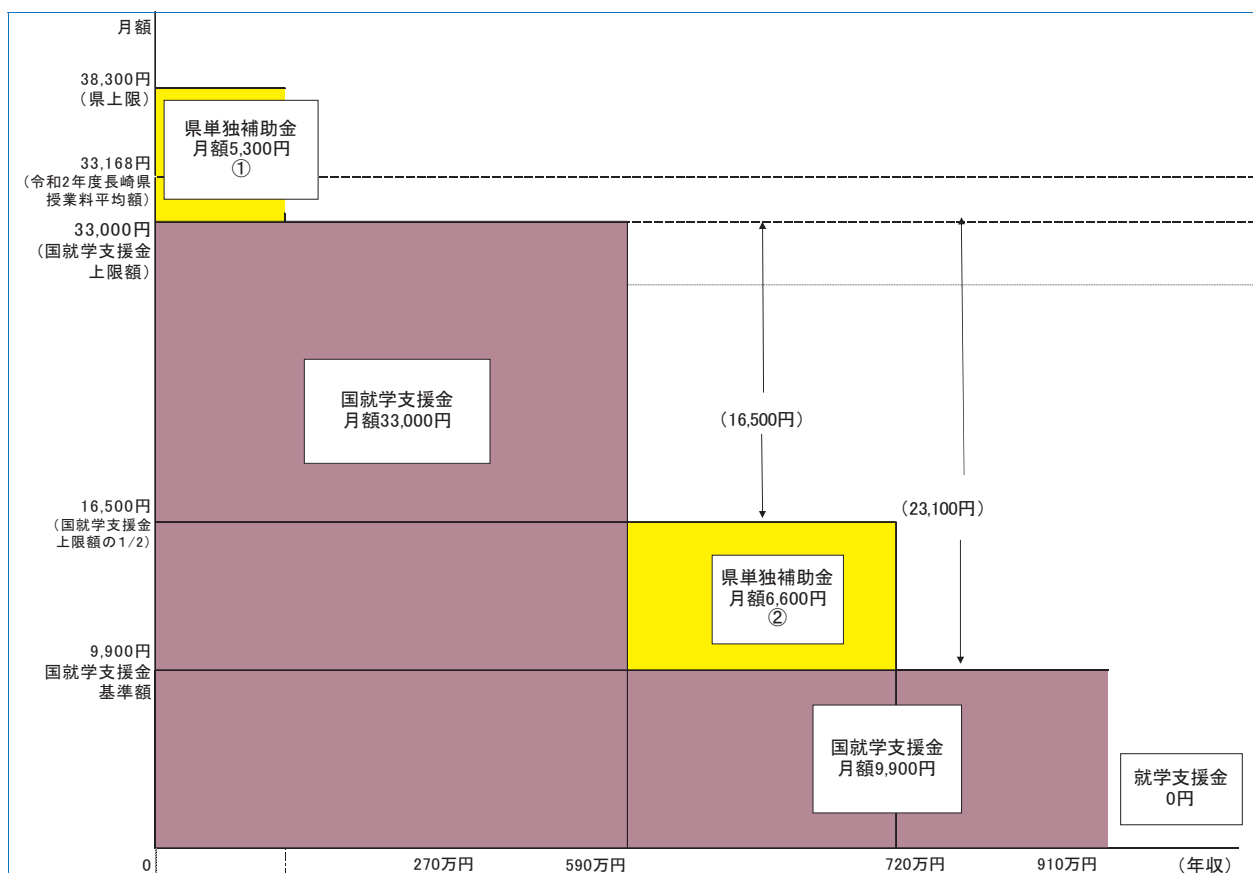
<公立大学に対する財政支援の拡充>

- ・長崎県立大学においては、平成28年4月に学部学科再編を行い、長期インターンシップや地域の産業を支える人材育成など地方創生に寄与する取組に力を注いでいるが、その必要経費が特別交付税の措置上限額を上回っている。
- また、高等教育機会の提供、学術研究の振興、地域貢献など地域における知の拠点としてますます大きな役割を求められている。

(本県の取組)

- ・国の私立高等学校等経常費助成費補助金の生徒一人当たり補助単価と地方交付税単価に県単独の財源を上乗せして経常費補助金を交付している。
- ・生活保護世帯等や年収590～720万円の世帯については、高等学校等就学支援金に県の授業料軽減補助金を上乗せして助成している。
- ・本県においては人口減少に歯止めをかけ、地方創生の取組を進めることが重要課題となっており、長崎県立大学においても、地域に根ざした実践的な教育等を通じて、若者の地元定着を推進している。

◎ 就学支援金制度と長崎県の私立高等学校授業料軽減補助制度



【提案・要望実現の効果】

(経常費助成費補助金・地方交付税措置の拡充)

- ・私学助成費が増額され、私立学校の経営状況が改善されることにより、学校は教員の資質や数を充実するとともに、耐震化など学校施設・設備の整備を促進することができる。

(保護者負担の公私間格差是正)

- ・高等学校等就学支援金等を更に拡充することで、家庭の経済状況にかかわらず、意志ある生徒等が安心して進路を選択することができる。

(公立大学に対する財政支援の拡充)

- ・十分な財政支援が行われることで、県立大学の地方創生に寄与する取組が強化され、若者の地元定着が促進される。